

(支署長指定によるもの)

外国往来船と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所の指定

沖 支 掲 示 第 1 号

平成23年 3月24日

最終改正

沖 支 掲 示 第 2 号

平成29年 4月19日

1 外国往来船と陸地との交通場所

金武中城港

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
沖縄出光株式会社3号栈橋から6号栈橋	うるま市与那城平安座	
沖縄石油基地株式会社船溜り場	うるま市与那城平宮	
沖縄電力株式会社金武火力発電所発電所舟着場	国頭郡金武町字金武3333番地	
海上部ベルトコンベア施設の上部通路（陸地側海上隣接昇降口から海上部ベルトコンベア施設の上部通路を経て揚炭バースまで）	同上	
電源開発株式会社火力事業部石川石炭火力発電所発電所側舟着場	うるま市石川赤崎3丁目4番1号	
海上部ベルトコンベア施設の上部通路（陸地側海上隣接昇降口から海上部ベルトコンベア施設の上部通路を経て揚炭栈橋まで）	同上	
沖縄電力株式会社具志川火力発電所発電所舟着場	うるま市字宇堅657番地地先	
海上部ベルトコンベア施設の上部通路（陸地側海上隣接昇降口から海上部ベルトコンベア施設の上部通路を経て揚炭バースまで）	同上	
中城湾港新港地区西ふ頭を囲むフェンスの西端接水線からフェンス延長線上192.2mに設置された第3ゲート、同フェンス東端接水線からフェンス延長線上271.0mに設置された第5ゲート及び同フェンス西端接水線からフェンス延長線上384.2m（東端接水線からフェンス延長線上512.7m）に設置された第4ゲート	沖縄市海邦町3番42、3番62	当該ゲートが設置されたフェンスに囲まれた岸壁にけい留された船舶と交通する者に限る。

2 貨物の積卸場所

金武中城港

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
沖縄出光株式会社 3 号 棧橋から 6 号 棧橋	うるま市与那城平安座	出荷 棧橋
沖縄ターミナル株式会社 第 1 棧橋、第 2 棧橋	うるま市与那城平安座	シーバース
沖縄石油基地株式会社 第 1 棧橋、第 2 棧橋、船溜り場	うるま市与那城平宮	シーバース
沖縄電力株式会社金武火力発電所発電所舟着場	国頭郡金武町字金武 3 3 3 3 番地	石炭の積卸に限る。
海上部ベルトコンベア施設の上部通路（陸地側海上隣接昇降口から海上部ベルトコンベア施設の上部通路を経て揚炭バースまで）	同上	
電源開発株式会社火力事業部石川石炭火力発電所発電所側舟着場	うるま市石川赤崎 3 丁目 4 番 1 号	石炭の積卸に限る。
海上部ベルトコンベア施設の上部通路（陸地側海上隣接昇降口から海上部ベルトコンベア施設の上部通路を経て揚炭棧橋まで）	同上	
沖縄電力株式会社具志川火力発電所	うるま市字宇堅 6 5 7 番地 地先	石炭の積卸に限る。
海上部ベルトコンベア施設の上部通路（陸地側海上隣接昇降口から海上部ベルトコンベア施設の上部通路を経て揚炭バースまで）	同上	
中城湾港新港地区西ふ頭（－ 7 . 5 m 岸壁）	沖縄市海邦町 3 番 4 2	
中城湾港新港地区西ふ頭（－ 1 0 m 岸壁、－ 1 3 m 岸壁）	沖縄市海邦町 3 番 6 2	

附 則

この指定は、平成 2 9 年 4 月 1 9 日から適用する。